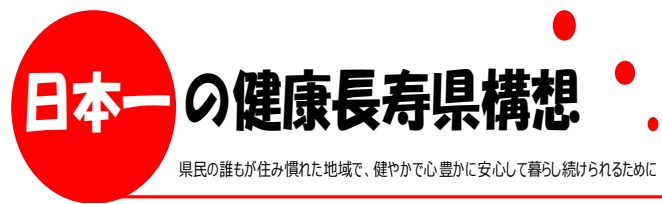


第1章

計画作成の趣旨等



第1章 計画作成の趣旨等

1 法令等の根拠

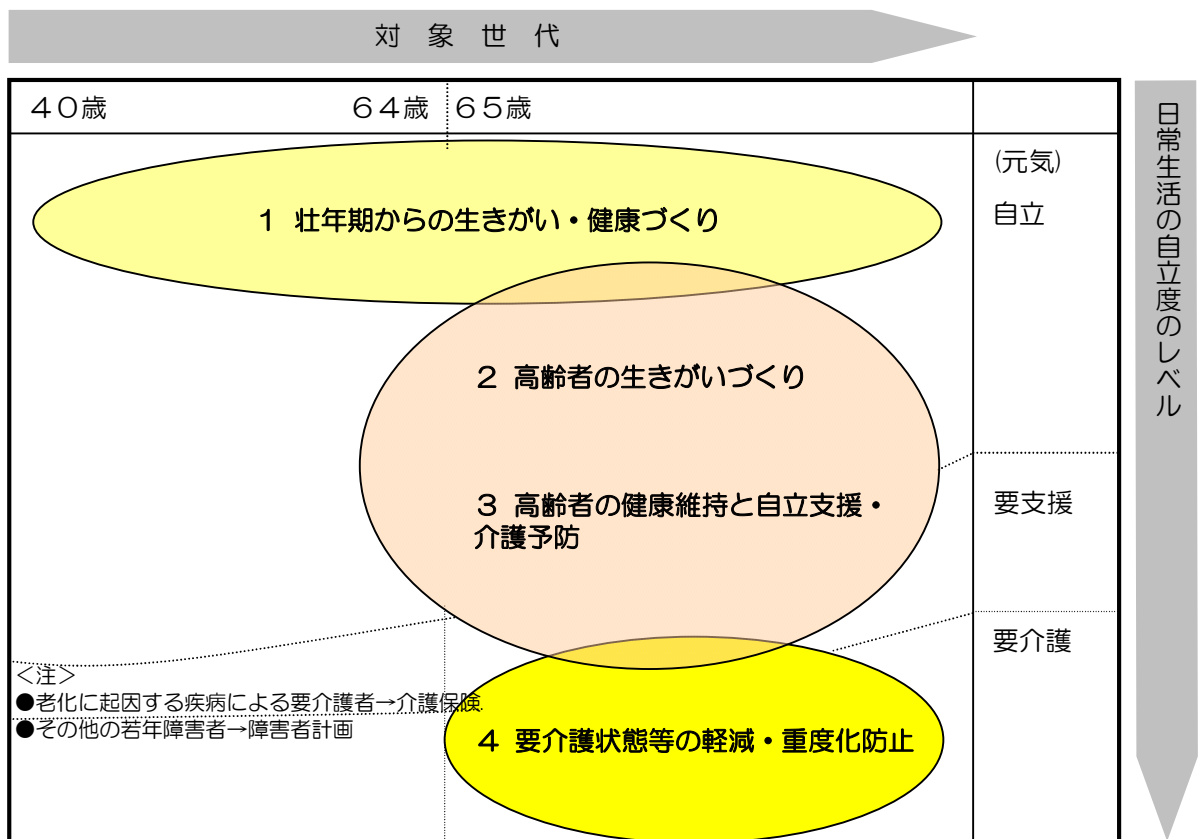
この計画は、老人福祉法及び介護保険法に基づく法定計画です。

- 高齢者保健福祉計画・・・老人福祉法第20条の9（老人福祉計画）
- 介護保険事業支援計画・・・介護保険法第118条

2 計画の性格と位置づけ

この計画は、本県における高齢者の保健福祉の向上を図るための「高齢者保健福祉計画」と、市町村の介護保険事業計画の達成を支援するための「介護保険事業支援計画」を一体的に作成し、県の指針とする計画です。

また、「日本一の健康長寿県構想」や地域福祉を推進するための県の指針となる「高知県地域福祉支援計画」、医療の効率的な提供を推進するための「第7期高知県保健医療計画」、県民の健康増進を図るための「よさこい健康プラン21（第4期高知県健康増進計画）」等との整合性を図りながら策定しています。



3 作成の趣旨

高齢者を取り巻く環境は、急速な高齢化や少子化、核家族化の進行、厳しい経済情勢など大きく変化しており、高齢者のニーズも多様化してきたことから、平成12年4月には社会全体で支え合うしくみとして介護保険制度が導入され、保健・医療・福祉にわたる介護サービスが総合的、効率的に提供されるようになりました。

しかしながら、県内ほとんどの地域で、今後も高齢化や過疎化が進んでいくなか、中山間地域における介護サービス提供基盤の確保や地域における訪問診療、訪問看護を担う医師・看護師の確保、介護ニーズの増加に対応した介護人材の養成・確保、地域での高齢者の日常生活における支え合いのしくみづくり、南海トラフ地震や感染症への備えなどさまざまな課題があります。

こうしたなかで、国から示された第8期介護保険事業計画の基本指針では、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となる令和22年（2040年）を見据え、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築に向けた支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の促進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化等の見直しが行われたところであり、今後は包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていくことが必要であるとされています。

今期の計画では、この基本指針に沿いつつ、本県が令和2年3月に策定した「第4期日本一の健康長寿県構想」に掲げる、県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる高知県を目指して、令和22年（2040年）の介護需要等も踏まえ、必要な在宅、施設等の介護サービスを確保するとともに、介護予防や生活支援サービスの体制整備など、地域包括ケアシステムの推進に向けた市町村の取組への支援等を中心として計画の見直しを行い、高齢者の心豊かな人生を支援していこうとするものです。

4 計画の期間

計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

5 計画の作成体制

この計画は、県内の学識経験者、保健、医療、福祉、地域活動団体の専門家など県民の代表で構成する「高知県高齢者保健福祉推進委員会」の意見を反映するとともに、市町村計画との調整を図りながら作成しました。

6 計画の進捗管理

この計画に基づいて、総合的な高齢者保健福祉施策を着実に推進するため、市町村や関係団体等と連携しながら、計画の進捗状況等の点検・評価を行うとともに、課題への対応方策について、市町村をはじめとした各関係機関と協議するなどの進捗管理を行っていきます。

また、介護保険法第118条第2項第3号に基づき、自立支援・重度化防止や介護給付等の適正化に向けた市町村の取組への支援に関して目標を定め、その達成状況について評価を行います。

7 保健福祉圏域の設定

この計画では、保健福祉サービスの水準の確保や介護保険の対象となるサービス量の見込みを定めるための単位として、安芸、中央、高幡、幡多の4つの保健福祉圏域を設定します。

この保健福祉圏域は、保健、医療、福祉の連携を図るため、「第7期高知県保健医療計画」の二次保健医療圏と合致させています。

